

実施要項「3 受験資格」で定める「中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由」の取扱いについて

「(2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、令和4年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの」として取り扱うことができる者は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「義務教育諸学校」という。）に登校する意思があるにもかかわらず、やむを得ない事由により義務教育諸学校を欠席している者及びインターナショナル・スクール等に在籍する日本国籍を有する者で、中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると認められる者（帰国子女で中学校の教育指導に適応することが極めて困難なために就学できなかった者など）とする。